

申請をご予定の皆様へ

さが中小企業応援基金事業のセルフチェックリスト (新製品開発事業)

申請をご予定の場合、次の項目について確認してください。

なお、申請に当たっては、全てのチェック項目を満たす必要があります。

1 応募資格について

NO.	チェック項目	チェック欄																								
1	<p>下記のいずれかに該当する中小企業者ですか。</p> <p>(1) 資本金の額（又は出資の総額）が下の表の金額に該当する会社又は常時使用する従業員の数が下の表の人数に該当する会社及び個人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金の額 又は出資の総額</th> <th>従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）</td> <td>3億円以下</td> <td>900人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業又は情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中小企業団体 事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会</p> <p>(3) 特別の法律によって設立された組合またはその連合会であって、その直接または間接の構成員たる事業者の3分の2以上が（1）の要件に該当するもの</p>	業種	資本金の額 又は出資の総額	従業員の数	製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	小売業	5,000万円以下	50人以下	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下	
業種	資本金の額 又は出資の総額	従業員の数																								
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下																								
卸売業	1億円以下	100人以下																								
サービス業	5,000万円以下	100人以下																								
小売業	5,000万円以下	50人以下																								
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下																								
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																								
旅館業	5,000万円以下	200人以下																								
2	<p>県内に主たる事業所がありますか。</p> <p>※複数の事業所をもつ場合は、製造または販売の拠点となっている事業所で売上高及び従業員数の最も多い事業所を「主たる事業所」とみなします（「本社」であっても、間接部門のみを有し、製造または販売部門を持たない場合は、「主たる事業所」とみなしません。）。</p>																									
3	<p>佐賀県管内の県税事務所に事業税を納税していますか。</p>																									

4	大企業の支配下にある企業ではありませんか。 ※「大企業の支配下にある企業」とは、株式会社の場合は議決権のある株式総数の過半数、有限会社の場合は議決権を有する総株主の過半数を大企業に保有されている企業のことをいいます。	
5	【個人事業主のみ】 税務署に開業届を提出していますか。	

2 申請内容について

NO.	チェック項目	チェック欄
1	申請分野は次のいずれかに該当するものですか。 <input type="checkbox"/> ナノテクノロジー分野 <input type="checkbox"/> 新エネルギー分野 <input type="checkbox"/> ポストゲノム分野 <input type="checkbox"/> コンテンツビジネス分野 <input type="checkbox"/> 光触媒分野 <input type="checkbox"/> 自動車産業分野 <input type="checkbox"/> 次世代産業分野 <input type="checkbox"/> 地域資源分野 →地域資源分野の場合、佐賀県の地域資源一覧（公募要領に添付）に登録されていますか。 地域資源が登録されている地区で開発を行いますか。	
2	開発する新商品、新技術、新役務は、佐賀県内で初めての取組ですか。県外で類似品がある場合、差別化のポイントが記載されていますか。	
3	過去の助成テーマと同種又は既に汎用的な技術に関する研究開発ではありませんか。	
4	実際に研究開発を行う場所は、佐賀県内ですか。	
5	事業化までの計画は、実現可能な計画ですか。	
6	今回の開発テーマに関連し、過去に国や県、市町等から助成金、補助金等の交付を受けたことがある場合、申請書にその旨記載されていますか。	
7	機械装置を購入する場合、試作用の機械ですか（生産設備への流用はできません）。	
8	汎用性の高い機械装置、工具器具、備品などが経費として計上されていませんか。	
9	外注加工費と委託費の合計は、助成事業に要する経費の1/2以内を助成対象経費としていますか。	
10	交付申請額は100万円以上500万円以下になっていますか。	
11	人件費及び租税公課（消費税及び地方消費税）が助成対象経費に計上されていませんか。	
12	交付決定日（平成30年5月下旬～6月頃を予定）より前に支出される経費が計上されていませんか。	